

2025 年度

授業料徴収猶予申請要項

【必ずお読みください】

- 本申請要項は授業料徴収猶予のみを申請する学部生及び大学院生(外国人留学生を含む)が対象です。授業料免除を併せて申請する場合、要項及び申請書類が異なりますので、ご注意ください。
- 本制度は大学独自制度のため、日本学生支援機構による修学支援新制度の申請基準を満たさない日本人学部生でも申請が可能です。
- 申請書類に事実と異なる記載をした場合や、実際にあった収入を申告していないことが判明した場合は許可された徴収猶予を取り消すことがあります。

授業料徴収猶予への申請

1. 徴収猶予の申請対象者

- ① 経済的理由により納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業成績が優秀であると認められる者(下記「2. 学力基準」及び「3. 家計基準」を基に選考します。)
- ② 入学前1年以内に本人の学資を主として負担している者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料・授業料の納付が著しく困難であると認められる者(下記「3. 家計基準」を基に選考します。)

2. 学力基準

以下の「学力基準」を満たす者を学業優秀とします。

	年次	基準
学部	1回生	高等学校の調査書等における評定平均値が3.5以上の者
	2回生以上 3年次編入生	前年次までに標準修業単位数(2回生31単位、3回生62単位、4回生93単位)以上を修得し、かつ、前年次までの学業成績の学力平均値が1.95以上の者
	1回生	大学における学業成績の学力平均値が1.95以上の者
博士前期課程	2回生	前年次の学業成績の学力平均値が1.95以上の者
	1回生	大学院博士前期課程における学業成績の学力平均値が1.95以上の者
博士後期課程	2回生以上	前年次までの学業成績の学力平均値が1.95以上の者

【注意事項】

※学力平均値とは、S・Aの修得単位数×3、Bの修得単位数×2、Cの修得単位数×1として換算した値を総取得単位数で割った平均値(小数点第3位切り捨て)のことをいいます。なお、卒業に要する科目以外の単位数は含みません。

※一人親世帯、生活保護世帯等経済的困窮度が著しく高い特別の事情のある者についての学力基準は、学部1回生は評定平均値が3.2以上、その他は学業成績の学力平均値が1.75以上の者とします。

3. 家計基準

申請者の生計維持者(原則として父母)の前年1年間の収入等が概ね下記の上限目安表の金額を超えないこと。ただし、年収が目安を超えている場合でも、就学者・障害者・長期療養者がいる等の家庭状況によって徴収猶予が許可される場合があります。なお留学生は、申請年度における奨学金、本人の所得及び父母等からの金銭等の給付額などで判定します。本国で生活している家族の収入は算入しませんのでご注意ください。

		学部生		博士前期課程		博士後期課程	
世帯人数	通学区分	給与	給与以外	給与	給与以外	給与	給与以外
1人	自宅	368万円	195万円	389万円	210万円	492万円	282万円
2人	自宅	509万円	294万円	543万円	318万円	690万円	432万円
	自宅外	572万円	338万円	606万円	362万円	734万円	476万円
3人	自宅	566万円	334万円	606万円	362万円	753万円	495万円
	自宅外	629万円	378万円	664万円	406万円	797万円	539万円
4人	自宅	606万円	362万円	649万円	392万円	793万円	535万円
	自宅外	664万円	406万円	694万円	436万円	837万円	579万円
5人	自宅	643万円	388万円	679万円	421万円	834万円	576万円
	自宅外	690万円	432万円	723万円	465万円	878万円	620万円

4. 申請受付日及び申請窓口

- 申請書及び該当する書類を準備の上、以下の期間内に申請してください。なお、特別な事情で期間内に申請できない場合は、学生生活課学生支援係へご相談ください。

	申請受付期間	受付時間	受付会場
前期	4月9日(水)から4月11日(金)	10:00～13:00 14:00～16:30	大学会館3階 小集会室
後期	10月8日(水)から10月10日(金)	10:00～13:00 14:00～16:30	大学会館3階 小集会室

※12:00～13:00の間は混雑することが多く、30分以上お待ちいただく場合もありますのでご注意ください。

- 窓口受付とあわせて、郵便での受付も行います。(上記申請受付期間内に必着のこと。)

●郵送での申請【送付先】

〒630-8506 奈良市北魚屋西町 奈良女子大学 学生生活課学生支援係 宛

郵送の場合は封筒の表に「授業料徴収猶予申請」と朱書きし、郵送後はその旨学生生活課へメールでお知らせください。件名は「授業料徴収猶予申請」とし、本文に学籍番号と所属と氏名を明記願います。

〈送信先: syougakuenjyo@cc.nara-wu.ac.jp〉

書類到着後、受付番号を返信してお知らせします。なお、返信にはお時間をいただきますのでご了承ください(概ね到着後2日以内に返信します)。

5. 申請書類

- 2025年度 授業料徴収猶予申請書(大学HPから各自でダウンロード)

※収入等を証明する書類の提出は不要です。



6. 結果通知

- 徴収猶予の結果は、前期分の場合は4月上旬から5月上旬頃に通知します。後期分の場合は10月下旬から11月初旬頃に通知します。
- 徴収猶予が許可された場合、前期分は、**2025年8月末日まで**授業料の支払いが猶予されます。後期分は、**2026年2月末日まで**授業料の支払いが猶予されます。

6. その他

- 要項をよく読んで、余裕を持って申請書類の準備をしてください。
- 何かわからないことがあれば、下記に記載の[問い合わせ先]までご連絡ください。
- 平日の9:00～17:00の間でお問い合わせください。

[問い合わせ先]

奈良女子大学

学生生活課学生支援係(F棟1階)

TEL:0742-20-3258 / 0742-20-3550

Mail: syougakuenjyo@cc.nara-wu.ac.jp